

議案第 19 号

石垣市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

石垣市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例（昭和 47 年石垣市条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 204 条第 3 項」を「第 204 条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 6 年 2 月 26 日提出

石垣市長 中 山 義 隆

理 由

引用条項の整理に伴い、条例の一部を改正する必要がある。  
これが、この条例案を提出する理由である。

石垣市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例(昭和47年石垣市条例第54号)の新旧対照表

現行	改正後(案)
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第3項の規定に基づき、次に掲げる特別職の職員で常勤のもの(以下「特別職の職員」という。)の給与及び旅費の支給について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(1)~(4) (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条____の規定に基づき、次に掲げる特別職の職員で常勤のもの(以下「特別職の職員」という。)の給与及び旅費の支給について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(1)~(4) (略)</p>